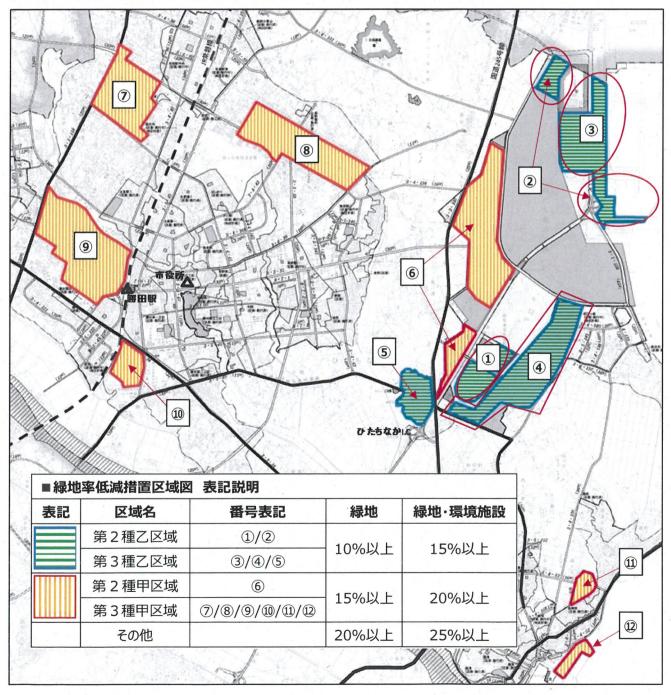
令和 4 年 3 月 24 日 経済環境部商工振興課

## ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例において適用となる緑地率低減措置の区域について

条例制定により適用となる緑地率低減措置の区域図および適用緩和率は以下の図のとおりです。

新規立地事業者など,東日本大震災の復興特区における指定事業者以外には適用できない緑地 率低減措置の現状を是正し,従前講じてきたものと同様の緩和措置を適用することで,引き続き企業 の新規立地や事業拡張を促進し,地域産業の活性化と雇用の確保を図ってまいります。

## 【本議案における緑地率低減措置区域図】



ひたちなか市議会

議長 大 谷 隆 殿

経済建設委員会 委員長 北 原 祐 二

## 閉会中の継続調査申出書(案)

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

## 1 件 名

- (1)経済環境行政について
- (2) 建設行政について
- (3)都市整備行政について
- (4) 水道行政について